

平成29年6月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2017年対策 社会保険労務士 選択式トレーニング問題集

4. 健康保険法・国民年金法

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017年対策 社会保険労務士 選択式トレーニング問題集

4. 健康保険法・国民年金法 12版（平成29年3月3日発行）

ISBN 978-4-86846-407-7

改訂内容

※平成29年4月14日現在の施行法令に基づいて作成しています

【健康保険法】

改訂頁	改訂前	改訂後
P11 択一のカギ	—	当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下同じ。）に使用される以下ア又はイに掲げる者であって第3条第1項各号（適用除外）のいずれにも該当しないもの（特定4分の3未満短時間労働者）については、被保険者とし ア その1週間の所定労働時間が同一

		<p>の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者</p> <p>イ その1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者</p> <p>なお、特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所をいう。</p>
--	--	---